

船舶安全管理システム規則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 規則 第 75 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 9 月 27 日 理事会 承認

2011 年 10 月 17 日 国土交通大臣 認可

「船舶安全管理システム規則」の一部を次のように改正する。

2 章 安全管理システムの登録

2.3 証書

2.3.4 証書の失効

-2.を次のように改める。

- 2. 次の(1)から(9)のいずれかに該当する場合、SMC 又は仮 SMC は失効する。
- (1) 会社の管理する船舶が 5 章に規定する定期的審査を受けないとき。
 - (2) 船舶に係る重大な不適合の是正が会社により行われないうとき。
 - (3) 定期的審査において指摘された不適合に対する是正処置が定められた期限内に完了しなかったとき。
 - (4) ISM コードに基づく要求事項に変更があり、会社の管理する船舶が変更された要求事項に適合しようとしないうとき、又は適合できないとき。
 - (5) 本会又は国土交通大臣の登録を受けた船級協会の発行する有効な DOC 又は仮 DOC を会社が有していないとき。
 - (6) 係船中の船舶になるとき
 - (7) 船舶を運航するために必要な条約証書を有していないとき。
 - (8) 登録規則 2.7 により船級登録が消除されたとき。
 - (9) 審査の手数料及び経費が支払われないうとき。

2.5 ISM 登録の消除

2.5.1 を次のように改める。

2.5.1 会社の ISM 登録の消除

本会は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、会社の ISM 登録を消除し、会社はその旨を通知する。

- (1) 会社から会社の ISM 登録の消除の申込みがあったとき。
- (2) 安全管理システムが適用されるすべての船舶~~ら~~に対し、本会又は国土交通大臣の登録を受けた船級協会が発行する SMC 及び仮 SMC が失効したとき。ただし、2.3.4-1.(5)に規定する安全管理システムの変更により、SMC 及び仮 SMC が失効した場合を除く。
- (3) 2.3.4-1.により、DOC 又は仮 DOC が失効したとき。ただし、2.3.4-1.(5)に規定する安全管理システムの変更により、DOC 又は仮 DOC が失効した場合を除く。

附 則

1. この規則は、2011 年 11 月 1 日から施行する。

船舶安全管理システム規則実施要領

実施
要領

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 達 第 84 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 11 月 1 日 達 第 84 号

船舶安全管理システム規則実施要領の一部を改正する達

「船舶安全管理システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.2 を次のように改める。

1.1.2 同等効力

規則 1.1.2 でいう「同等の効力があると認める場合」とは、~~安全管理システムが日本国政府により審査され、日本国政府の発行した規則に関連する証書を有している次の(1)又は(2)の場合をいう。~~

- (1) 安全管理システムが、日本国政府により審査され、日本国政府の発行した規則に関連する証書を有している場合
- (2) 安全管理システムが、国土交通大臣の登録を受けた本会以外の IACS 加盟船級協会により審査され、当該船級協会の発行した DOC 又は SMC を有しかつ会社の変更なしに本会に新たに登録される場合
この場合は次の(a)及び(b)によること。
 - (a) 臨時審査を行い、船舶の安全管理システムが ISM コードに適合し有効に実施されていることを確認し、ISM コードのすべての要件及び前回審査時の不適合事項があればそれらについて審査する。
 - (b) 新規登録に対しては、初回審査は以前登録されていた船級協会により既に実施されているものとし、以前登録されていた船級協会が発行した DOC 又は SMC は本会が発行したものとみなす。

5 章 船舶の審査

5.1 船舶の初回審査

5.1.3 を次のように改める。

5.1.3 文書審査

本会は、本会又は国土交通大臣の登録を受けた本会以外の船級協会の発行する DOC は仮 DOC を有する会社に管理されている船舶については、原則として文書審査を省略する。

附 則

1. この達は、2011 年 11 月 1 日から施行する。